

第2部 公共空間から私的空間へ 中世の金融 もう一つの近代への助走

2021年5月25日 : 宗教と金融

キリスト教における金融への敵意、イスラム教における商業への憧憬

名古屋大学 経済学研究科 齊藤 誠

5月18日の講義

- ローマ法の2つの側面
 - 占有を通じた近代への助走
 - 金融への禁欲
 - 所有を通じた近代への疾走
 - 金融への解放

古代から中世にかけての宗教の金融に対する態度： 2つの側面

- 金融(貸借)への禁欲
- 金融(貸借)への自由

キリスト教社会における利子をめぐ る葛藤

宗教、経済、政治の対立と協調

旧約聖書、新約聖書に見る金融への態度 担保物品の回復、ヨルベの律法

- レビ記、第25章、25-27節。
 - もし同胞の一人が貧しくなったため、自分の所有地の一部を売ったならば、それを買い戻す義務を負う親戚が来て、売った土地を買い戻さねばならない。
 - もしその人のために買い戻す人がいなかった場合、その人自身が後に豊かになって、自分で買い戻すことができるようになったならば、その人は売ってからの年数を数え、次のヨベルの年までに残る年数に従って計算して、買った人に支払えば、自分の所有地の返却を受けることができる。

債務者への同情＝同胞への同情

- ネヘミヤ記、第5章、3-8節。
 - またある者は言った。「この飢饉のときに穀物を得るには畑も、ぶどう園も、家も抵当に入れなければならない。」
 - またある者は言った。「王が税をかけるので、畑もぶどう園も担保にして金を借りなければならない。同胞もわたしたちも同じ人間だ。彼らに子供があれば、わたしたちにも子供がある。だが、わたしたちは息子や娘を手放して奴隷にしなければならない。ある娘はもう奴隷になっている。どうすることもできない。畑とぶどう園はもう他人のものだ。」
 - この嘆きと訴えを聞いて、わたしは大いに憤りを覚え、居たたまれなくなつて貴族と役人をこう非難した。「あなたたちは同胞に重荷を負わせているではないか。」わたしはまた大きな集会を召集して、言った。「わたしたちは異邦人に売られていた同胞のユダの人々を、できるかぎり買い戻した。それなのに、あなたたちはその同胞を売ろうというのか。彼らはわたしたち自身に売られることになるのに。」彼らは黙りこみ、何も言えなかった。

免罪＝債務免除？

- マタイによる福音書、第18章、23-34節。
 - そこで、天の国は次のようにたとえられる。ある王が、家来たちに貸した金の決済をしようとした。決済し始めたところ、一万タラントン借金している家来が、王の前に連れて来られた。しかし、返済できなかったので、主君はこの家来に、自分も妻も子も、また持ち物も全部売って返済するように命じた。家来はひれ伏し、『どうか待ってください。きっと全部お返しします』としきりに願った。その家来の主君は憐れに思っ
て、彼を赦し、その借金を帳消しにしてやった。
 - ところが、この家来は外に出て、自分に百デナリオンの借金をしている仲間に出会
うと、捕まえて首を絞め、『借金を返せ』と言った。仲間はひれ伏して、『どうか待って
くれ。返すから』としきりに頼んだ。しかし、承知せず、その仲間を引っばって行き、
借金を返すまでと牢に入れた。仲間たちは、事の次第を見て非常に心を痛め、主
君の前に出て事件を残らず告げた。そこで、主君はその家来を呼びつけて言った。
『不届きな家来だ。お前が頼んだから、借金を全部帳消しにしてやったのだ。わたし
がお前を憐れんでやったように、お前も自分の仲間を憐れんでやるべきではなかつ
たか。』わたしがお前を憐れんでやったように、お前も自分の仲間を憐れんでやる
べきではなかったか。』

祈禱文の1節

負われているもの＝負債＝罪業

- ウィクリフ訳、1381年
 - われらが債務者を債務から免除いたしますので、われらの負債も免除してください。
- イギリス国教会訳（聖公会祈禱書）、1559年
 - われらに罪をおかす者を、われらが許すように、われらの罪をも許したまえ。

利子への敵対

- 出エジプト記、第22章、24節。
 - もし、あなたがわたしの民、あなたと共にいる貧しい者に金を貸す場合は、彼に対して高利貸しのようにしてはならない。彼から利子を取ってはならない。
 - If you lend money to My people, to the poor among you, you are not to act as a creditor to him; you shall not charge him **interest**.
- 詩篇、第15章、5節。
 - 金を貸しても利息を取らず／賄賂を受けて無実の人を陥れたりしない人。これらのことを守る人は／とこしえに揺らぐことがないでしょう。
- ネヘミヤ記、第5章、10節。
 - あなたたちも今日あなたたちに負債のある者に返しなさい。畑も、ぶどう園も、オリーブ園も、家も、利子も、穀物も、ぶどう酒も、油も。

利子への敵対の背景

1. 現代英語訳でも、利子をinterestと訳しているが、基本的には、ラテン語でusury(高低に関係なく利子の意味であったが、14世紀から15世紀に高利の意味となった)、faenusの意味である。
2. キリスト教 利子の徴求＝主の無償の愛の否定
 - 窃盗？
 - 時間泥棒？
 - 怠惰の罪
3. アリストテレス 貨幣(親?)が貨幣(子)を生むのはおかしい。
 - ガザーリーなどのイスラム学者によるアリストテレスの再発見
 - ⇒トマス・アキナスなどのスコラ哲学者へ

こうしたことすべては、創設の端緒にあった大学における熱い知的議論に反響していくが、その議論は、徴利が罪悪であり不法であるのかどうかというよりも、その理由をめぐるものだった。ある者は、それは他人の物質的所
有物の窃盗であるからだとし、べつの者は、それは神のみに所属するなにかを他者に負わせること、つまり時間泥
棒であるからだ主張した。あるいは、「怠惰の罪」と規定する者もいた。つまり儒者とおなじように、カトリッ
クの思想家は、商人の利益は、基本的に、みずからの労働(すなわち財を必要とされている場所に運搬すること)
への支払いとしてのみ正当化されうるので、貸手がなにもせず獲得する利子など論外であると考えていたのだ。そ
のあたかもなくして、アラビア語に翻訳されて帰したアリストテレスの再発見(とガザーリーやイブン・アル・
シーナー「アヴィセンナ」などのイスラーム思想の影響)によって、新たな論点がつけ加えられる。すなわち、金
銭それ自体を目的として扱うことは、その真の目的をないがしろにすることであるという論点、つまり利子を課す
ことは、金属にすぎないものに、子を産み果実を实らせることのできる生きものであるかのように扱う、という意
味で、不自然であるという論点である。^{*10}

すこし脇道: interestの語源

- 私たちの知っている interest の用法は、たかだか14世紀以降！
- Online Etymology Dictionary
 - The earlier Middle English word was *interesse* (late 14c.), from Anglo-French *interesse* “what one has a legal concern in,” from Medieval Latin *interesse* “**compensation for loss**,” (後で説明します！) noun use of Latin *interesse* (compare German *Interesse*, from the same Medieval Latin source).
 - Financial sense of “money paid for the use of money lent” (1520s) earlier was distinguished from *usury* (illegal under Church law) by being in reference to “compensation due from a defaulting debtor.” Sense of “personal or selfish consideration” is from 1620s. Meaning “business in which several people are interested” is from 1670s. Meaning “curiosity, feeling that something concerns one, appreciative or sympathetic regard” is **first attested 1771**. *Interest group* is attested from 1907; *interest rate* by 1868.
- もちろん、旧約聖書や新約聖書が書かれていたころは、金利という意味でのinterestという言葉は存在しなかった。それにもかかわらず、14世紀から15世紀以降にラテン語から英語に訳されるときに、おそらく、interestとusuryの区別(聖書の時代になかった区別)が取り入れられてしまった。

聖アンブロシウスの例外

聖アンブロシウスの説教（前380年）で引用

- 申命記、第23章、20-21節。
 - 同胞には利子を付けて貸してはならない。銀の利子も、食物の利子も、その他利子が付くいかなるものの利子も付けてはならない。
 - 外国人には利子を付けて貸してもよいが、同胞には利子を付けて貸してはならない。それは、あなたが入って得る土地で、あなたの神、主があなたの手の働きすべてに祝福を与えられるためである。
- Thou shalt not lend upon **usury** to thy brother; usury of money, usury of victuals, usury of any thing that is lent upon usury.
Unto a stranger thou mayest lend upon usury; but onto thy brother thou shalt no lend upon usury.
- 外国人(よそ者)≡強盗や殺人をも正当化される相手・・・

中世イングランド「債権者による債務者への暴力」と「債務者による債権者への暴力」

- ユダヤ人金融業は、債務者家族に返済をさせるまで、債務者を刑務所にぶち込んだ。
- イギリスの王たちは、ユダヤ人に負っている債務を、ユダヤ人に多額の納税義務を負わすこと(王から見れば徴税債権)によって返済した。
 - イギリスの王(ジョン王(在1154-1189)、ヘンリー3世(在1216-1272))は、多額の納税義務を負うユダヤ人を、逮捕し、投獄し、拷問したうえで、全財産を没収した。
 - イギリスの王たちは、借金を抱える住民が金融業のユダヤ人を大量虐殺することを容認した。

キリスト教の原理主義

- キリスト教の利子排斥運動

- 1148年 修道院による譲渡抵当(利子＝家賃)の禁止
- 1187年 信用売りと現金売りの区別の禁止
- スコラ派によるアリストテレスの再発見
 - 貨幣が貨幣を産むのはおかしい！
- 12世紀 教会法による徴利の禁止
- 13世紀 フランシスコ会とドミニコ会の間での「使徒の清貧」にまつわる論争

- キリスト教徒による商業そのものへの懷疑

- 商業は本当のところは徴利の延長ではないか、つまり、不倶戴天の敵に向けられた場合にのみ真に正当化しうる詐欺の一形態ではなかという疑念(433頁)

読者は、ここでおそらく、どうして微利「禁止」法が二つの対立する方向に同時にむかうことが可能だったのか、いぶかしくおもわれるのではないだろうか。その答えとしては、おそらく、西ヨーロッパの政治的情勢がきわめて混乱していたことがあげられるだろう。ほとんどの王が弱体化し、その保有地も断片化し不確実なものであった。大陸は、貴族領、公国、都市コミュニティ、荘園、教会領の織り成す格子模様になっていた。支配領土は恒常的に取り決め直しされていた。たいてい戦争によって、である。イスラーム教の近西においては長らくおなじみだっ

た商人資本主義が大陸で確立されたのは、他の中世世界に比べてかなり遅く、北イタリアの自立した都市国家——ヴェニスやフィレンツェ、ジェノヴァ、ミラノなどが最も知られている——に、商人資本家たちが政治的足場を確保することに成功した時点であった。イタリアの都市国家のあとにドイツの諸都市やハンザ同盟がつづくことになる。^{＊10}イタリアの銀行家たちは、諸政府を乗っ取ることによって最終的に取奪の脅威から自由になり、そのことで（契約を強制することのできる）独自の司法体制を、そしてより決定的には独自の軍隊を獲得したのである。^{＊11}

イスラーム世界と比較してまず眼につくのは、こうした金融、貿易、暴力のあいだのつながりである。ペルシアやアラブの思想家たちが、市場は相互扶助の拡張としてあらわれたと考えたのに対して、商業は本当のところは微利の延長ではないか、つまり、不倶戴天の敵にむけられた場合にのみ真に正当化しうる詐欺の一形態ではないかという疑念をキリスト教徒が払拭したことはなかった。負債とはつまるところ取引上の双方を巻き込む罪業だったのである。競争は市場の本性上なくてはならないものである。だが、競争は（通常は）非暴力的戦争である。すでに眺めたように、ほとんどのヨーロッパ語において「取引と交換（truck and barter）」を意味する言葉が、「詐欺（swindle）」「欺く（bamboozle）」「だます（deceive）」を意味する言葉から由来している理由がそこにある。そのため商業を軽蔑する者もいれば、支持する者もいる。だが、その「市場と詐欺などの」むすびつきの存在そのものを否定する者はほとんど存在しなかったであろう。

一方、金利や商業を正当化しようとする動き

- 14世紀以降、スコラ学者の間で、損害賠償としての金利(interesse⇒interestの語源となる)に注目ようになる。
ローマ法にあった支払いの遅れによる損失の補償
- 商業活動に親和的な都市国家の設立
11世紀から12世紀
 - ロンバルディア同盟** ヴェネツィア、ジェノバ、ピサ
 - ミラノ、フィレンツェ
 - ハンザ同盟** リューベック、ハンブルク、ブレーメン
- イスラム世界の繁栄(後述)
- 当時のスコラ学者が、イスラムの経済的繁栄や、北イタリアや北ドイツの経済的发展に接して、経済のありようを再考し始めた。



そのあいだに、ローマ法の復活——すでにみたように「絶対的私的所有」を想定するところから出発した——が、少なくとも商業的融資については徴利「禁止」法は緩和されるべきであると主張したい者たちに、新しい知的武器を提供した。この場合の偉大な発見は、*interesse* という観念であって、わたしたちの用いている「利子」「利益」(*interest*) はこれに由来している。支払いの遅れによる損失の補償という観念である。^{*15} この議論はすぐさま次のように変形していった——ある商人が（たとえば一カ月間という）最低期間の商業的融資をおこなったとして、その後一月ごとに一定の割合を請求するのは徴利ではない。なぜならこれは金銭からの上がりではなく罰則であって、このことは、どの商人もそうしているように、投資に回していたならば獲得していたであらう、利益の修復として正當化されうるといふわけである。^{*16}

少し飛んで...宗教改革における宗教、経済、政治の和解

- 1512年～17年 第5ラテラノ公会議で公益質屋の利子を認める
- **ルターの妥協**
- 1520年 高利貸に対する猛烈な反対キャンペーン
- 1524年～25年 ドイツ農民戦争
- 1524年 「商業と高利」
 - この世界にキリスト教徒はまれである。それゆえこの世界は、たとえキリスト教徒がそれを要請すべきではなく、それを取り戻すことを望むべきでないとしても、盗みを働かぬよう、借りたものを返すよう、悪人を従わせ規制する、**厳格で確固とした世俗的政府**を必要とするのである。これが必要なのは、世界が砂漠となることなく、平和が消え去ることなく、通商と社会が破壊されつくされることなきようにするためである。
 - 福音書が書き留めているのは理想的振る舞いにすぎない。人間は罪深い生き物であり、だから法律が必要となるのだ。**高利(usuryのこと)は罪であるが、4～5%の利率(interestのこと)は、現在ではいくつかの条件下では合法とされている。**かような利子であれ徴収することは罪深いがいかなる条件下であれ、そのために借手に法を破る権利があると主張するのは妥当でない。
- 1545年 ヘンリー8世が10%以内の利子所得を認める。

イスラム社会における宗教、経済、政治

宗教と商業（経済）の親和性

- 宗教と商業が対立したキリスト教社会との対照
- 宗教の禁止項目にイスラム教とキリスト教に大きな違いはなかった。
 - 誘拐、負債、人身売買に起因する奴隷、債務奴隷
 - 利子の厳禁
- ただし、利潤を認めた！

商人への憧憬

負債論412頁～413頁

2021年5月25日

イスラーム社会において、商人は、尊敬の対象というだけでなく一種の模範的存在となった。商人は戦士のように遠方への冒険を敢行する名譽ある人間である。ところが戦士と違ってだれにも危害を加えることもない、と、このういわけである。フランスの歴史家、モーリス・ロンパールは、おそらくかなり理想化されているものの、魅力的であるその人物像を描写している。「威厳のある大邸宅で、奴隸や食客たちに取り巻かれ、書籍や旅のみやげ、珍奇な装飾などのコレクションに埋もれ」、帳簿類や手紙、信用状を携え、秘密の符丁や暗号で埋まった複式簿記の技能をもち、貧者には施しを与え、信仰の場を支援し、おそらくは詩を書くことに没頭しながらも、そのうえさらに、家族や共同経営者たちを動かし、みずからの一般的な社会的信用を巨大な資産に転化する力のある、そのよ

うな人物像である。[※]ロンパール[※]の描写は、有名な『千夜一夜物語』のシンドバットに、いくぶんかは影響されている。若い頃に遠方への危険に充ちた商人的冒険を経験し、とてつもない富を手にして隠遁し、余生を庭園と踊り子たちにかこまれ、みずからの冒険談をホラまじりに語ってすごした、シンドバットのことだ。以下は（シンドバットと名づけられた）貧しい召使いが、はじめて主人の従者に呼びだされ、かいまみた光景である。

それはまことにりっぱな邸宅で、まばゆいばかりに輝き、隅々まで威容にあふれていました。やがて、宏壮な居間へ案内されると、そこには身分も高い顯官貴紳や大官たちが食卓をかこんで坐り、食卓のうえには、くさぐさの珍庖佳肴、生や乾した果物、お菓子、とびきり上等なぶどう酒などのほか、あらゆる種類の花々や、かぐわしい草が並べてありました。それにまた、歌舞管絃の道具もそろっていて、眉目よい奴隸娘たちがこれをひき鳴らして歌っておりました。一座の者はことごとく身分の上下に従って並び、いちばん高い上座に、顎髭も白髭と化したこうごうしいばかりに氣高いひとりの老人が坐っていました。堂々とした恰幅で、顔かたちは品よく福々しいで、見るからに重厚な、威厳の備わった風采でございました。輕子のシンドバッドはこのさまを見て肝をつぶし、心ひそかにつぶやきました。「こりゃきつと天国か、王侯の御殿かにちがいないぞ！」[※]

この一節に引用する価値があるのは、これが理想としての完璧な生活の像を表象しているというからだけではない。キリスト教にはこれに匹敵するものがないからである。たとえば中世フランスの騎士物語に、こんなイメージがあらわれることはとても想像しがたいのだ。

利子の厳禁、利潤への寛容、信用通貨の発展 (負債論、410頁～412頁)

- 確定収益率よりも、事後的な利潤の分け前
 - 融資についていえば、有利子の投資よりも好まれた方法は、一方が資本を準備し、他方が企業化するという共同経営であった。投資者は、確定収益率でなく、利潤の分け前分を受け取った。労働の差配についてさえも、しばしば利潤分配の原理に基づいて組織された。
- 事後的な利潤分配がうまくいく条件
 - 資本提供者、経営者、労働者の間が信用に結ばれ、利潤が公明正大に配分される。
(誰かが、利潤を隠すことがない)
- 商人間の信用を基盤に信用通貨(約束手形や為替手形)が発展した。
 - 第3者の支払人を必要とする為替手形は、証人による確認ができなかったことから、メソポタミア、バビロニア、ヨーロッパでは、発達しなかった。

神の摂理としての市場（負債論、414頁）

- バザールにおけるモラル

- 負債と奴隷制という古来の軛（くびき）から解き放たれるや、地域のバザールは、ほとんどの人間にとってモラルの危機にさらされるどころか、その正反対の場となった。すなわち、人間の自由と共同体の連帯の最高の表現であり、したがって国家の介入から根気強く防衛されるべき場となったのである。

- 「価格は神の意志によって決まる」

- ムハンマドにとって、この自然な市場の調整は宇宙の調整に対応している。夜が昼に続くように、そして潮が満ち引きするように、価格は上下する。かくて価格を調整することは、商人にとって不正であるだけでなく、物事の自然な秩序を乱すことになるのである。（Essid, 1995）

やや横道… (負債論、414頁)

2021年5月25日

一本の針を生産するのに二四の異なった作業を必要とする針工場についてふれているのである。^{※10}

根気づよく防衛されるべき場となったのである。
価格操作からうまい汁を吸うなにもに對しても独特の敵對感情がみてとれる。とても好んで引き合いにだされ
た次のような説話がある。マディーナ「メディナ」に発生した商品不足のさい、自由市場においては「価格は神の
意志によって決まる」^{※11}ためそうすることは冒涇に値するという理由から、預言者ムハンマドそのひとが商人たちに
価格引き下げを強制することを拒否したというものである。ほとんどの法学者はムハンマドの決定を次のように解
釈した。市場のメカニズムへのどのような政府の妨害も等しく冒涇とみなされねばならない、なぜなら市場は神に
よって自己調整機構として設計されているのだから、と。^{※12}
これらのことが（おなじく神の摂理である）アダム・スミスの「見えざる神の手」にみごとに類似をみせている
のもまったくの偶然ではない。実際に、スミスが参照した議論や用例の多くが、中世ペルシアで書かれた経済文書
に直接に出自をもつものだったようだ。たとえば、交換とは人間的理性と会話の自然的発展であるという彼の視点
は、イスラーム神学者ガザリー（一〇五八―一一一一年）および建築家、科学者、哲学者トゥーシー（一二〇一―
一二七四年）の双方にすでにあらわれている。この両者はともに、「だれひとりとして二匹の犬が骨を交換するのを
みた者はない」という、「スミスのものと」まったくおなじ逸話をもちいている。^{※13}より眼を惹くのは、スミスの分
業についての最も有名なピン工場の事例である。そこでは一個のピンをつくるのに、一八の区別された工程が必要
とされているが、それもまたすでにガザリーの『宗教諸学の復活』(Ihya) にすでにあらわれている。そこで彼は

また、やや横道：見えざる神の手？

- 負債論、414頁
 - 邦訳 アダムスミスの「見えざる神の手」
 - 英訳 Adam Smith's “invisible hand” (which was also **the** hand of Divine Providence)
- 国富論の原文
 - and he is in this, as in many other cases, led by **an invisible hand** to promote an end which was no part of his intention.
- “**an invisible hand**”が、なぜ、
 - the invisible hand **of God**になってしまったのか？

イスラム神学者ガザーリー(1058～1111)と哲学者トゥースィー(1201～1274)のトマス・アキナスやアダム・スミスへの影響(負債論、414頁～418頁)

- 分業と交換
 - ガザーリーのピン工場の事例⇒スミスの国富論
- 分業の解釈: 個人の利益(スミス)と人々の相互扶助(トゥースィー)
 - 競争ではなく協働
- 欲望の二重の不一致を解消する貨幣(ガザーリー)
- 社会的慣習としての貨幣 ➡ 利子禁止の根拠(負債論、442頁～443頁)
 - アリストテレス⇒ガザーリー⇒トマス・アキナス
- イスラム学者が持っていた「神の摂理としての市場」⇒スミスの「自生的秩序としての市場」
 - 神の摂理＝見えざる手？(ただし、スミスは「見えざる神の手」とはしていない・・・)

とはいえ類似性のみならず差異もまた重要である。ことにきわだっているのは次の点である。スミスのように、トウスイーは経済論を分業からはじめている。しかし、スミスにとって、分業とは個人の利益を求めて「取引と交換 (truck and barter) をおこなう人間の本性」からの発展であるのに対して、トウスイーにとっては相互扶助の拡張だった。

それぞれの個人が、じぶん自身の食物、衣類、住居、武器を確保することに専念するよう求められているとしよう。まず大工道具と鍛冶屋の技術を与える必要があるし、さらに種まきと刈り入れ、研ぐこととこねること、紡ぐことと織ることのための道具と手段を準備しなければならない (三) あきらかに、だれもそれらのどれも満足にしておこなうことはできないであろう。しかし人びとがたがいに助け合うならば、じぶんの能力の尺度を超えているこれらの重要な諸課題のうちひとつを各人が引き受け、他者の労働との交換によって多くを与えかつ受けとることに よって正義の法をまっとうし、かくして生計手段を実現し、個の承継と種の存続が保証されるのである。^{*)}

その結果、神の摂理は、わたしたちのうちに異なった能力、欲望、性向を配置したのだ、とトウスイーは主張する。市場とは、端的に相互扶助、つまり能力 (供給) と必要 (需要) の釣り合いをとるという、より一般的な原理の発現なのである。あるいは、わたし自身がはじめに用いた表現に翻訳すれば、市場とはどの社会も究極的にはそれに依拠しているある種の基盤的コミュニケーション上に基礎づけられているのみならず、それ自体が基盤的コミュニケーションの拡張でもあるということだ。

ガザリーりの分業にかんする視点も似たようなものである。しかし彼の貨幣の起源についての考察はそれ以上に興味深い。出発点こそ物々交換の神話にとっても似ているが、すべての中近東の著述家とおなじように、出発点は想像上の未開の部族民ではなく想像上の市場で出逢うよそ者どうしである。

ときに、ひとはおのれのもためものが必要になり、かつおのれの必要でないものを所持していることがある。たとえば、ある人物はサフランを所持しているが、運搬のためのラクダが必要である。そしてラクダを所持している人物は、そのときラクダは必要でなくサフランが欲しい。こうして交換の必要があらわれる。しかし、そこで交換が存在するためには、二つの物品を尺度する方法がなくてはならない。ラクダの所有者は、一定量のサフランに対して、ラクダぜんぶをさしだすことはできないからである。等量の重量や形態をとりだそうにも、サフランとラクダには類似性がない。同様に、家がほしいが布をもっている者、奴隷が欲しいが靴をもっている者、小麦粉が欲しいがロバをもっている者がいる。これらの財は、直接の測定基準をもっていないので、だれもどれだ

けのサフランが、一匹のラクダに匹敵するか知りようがないのである。こうした物々交換は大変困難になるだろう。^{*)}

ガザリーりはまた、ある人物が他者の供給するものを必要とすらしめないという問題も存在しうることを指摘している。だがこれはほとんど付け足しにすぎない。彼にとって真の問題は概念上のものである。すなわち、共通の質をもたない二つの事物をいかにして比較するのか? 彼の結論は、いかなる質もまったくもたない第三の事物と双方を比較することによってのみ、それは可能である、というものである。ガザリーりの説明によれば、まさにこのために、神はディナールとディルハム、金と銀という、それ以外にはなんの利用法もない二つの金属からなる硬貨を創造したのである。

ディルハムとディナールは、特定の目的のために創造されたわけではない。それら自身ではなんの役にも立たないのである。それらは石ころとおなじである。それらが創造されたのは、手から手へと流通するためであり、取引を管理し、促進するためにである。それらは財の価値と品質を知るための象徴^{シボル}なのである。^{*)}

それらが象徴^{シボル}であり、尺度の単位でありうるのは、まさにその有用性の欠如のゆえであり、価値よりほかにいっさいの特色も欠けているがゆえである。

イスラムの信用手段のヨーロッパへの伝播

- アッバース朝(750年～1258年)の信用経済ネットワーク
 - サック: 小切手
 - ルクア: 預かり証
 - スフタジャ: 為替手形(支払人が遠方にいる為替は、証人が事実上不可能なので、古代メソポタミアや中世ヨーロッパでは用いられなかった)
- テンプル騎士団(1118年～1307年)の金融ネットワーク
 - 騎士団は、預託を受け入れ、預託証書を発行した。その預託証書は、テンプル騎士団のネットワークで現金化され、譲渡することもできた。
 - 騎士団は、預託された資産を有利子で貸し出すこともした。(教会や国王は黙殺)
 - 騎士団の債務者であったフィリップ4世は、騎士団を解散させ、財産を没収した。
- 北イタリアの銀行団

もう一つの近代への助走

今日の利子をめぐる議論を振り返って(その1)

- 利子禁止の意味
 - 古代:債務者保護 ヒトとモノとの結びつきを守る趣旨
 - 古代ローマの終わりごろから中世:資産がさまざまな果実を生み出すようになった。
 - 所有権の出現⇒同意による資産の移転⇒資産の効率的な再配分
 - 資産果実の配分手段としての利子
- 古代や中世の学者や教会人は利子を鑄造貨幣(計数金属貨幣)のレベルで考えていた。
 - アリストテレス以来、象徴にすぎない貨幣が利子を生み出すのはおかしい!
- 経済に関わる人々は利子と利潤を本質的に区別せず、それらを事業のレベルで考えていた。
 - 中世イスラムでは、貸し手と借り手が信用に結ばれたパートナーだったので、事業の前に利子を確定するよりも、事業の後で損益を相互に分配する方が自然であった。
 - 商業に従事する人にとっては、信用通貨(約束手形、小切手、為替手形)も、鑄造貨幣も同じように通貨と考えていた。

今日の利子をめぐる議論を振り返って(その2)

- 中世ヨーロッパにおける利子禁止をめぐるねじれ
 - 大債務者(国王や教会) 自らの債権者を追放する口実
 - 小債務者(庶民) 為政者との対立を債権者との対立に故意に転嫁
- アッバース朝(イスラム)、北イタリア、北ドイツの経済的发展に接したスコラ学者の再考(参考文献、ゴードン、2018年)
 - 信用の再発見
 - 「機会費用の代償としての金利」と「高利貸しの暴利」の区別(古代、中世初期にはなかった区別)
- 債権者と債務者の闘争に明け暮れるヨーロッパの混乱に接した改革派宗教家の再考
 - 新教における利子の容認

2020年6月1日

- ヨーロッパ内部における、**とってもゆっくりとした**銀行の発展を展望する。
 - これも、近代への助走